

審査基準表

(業務用 (toB) 商品開発モデル実証業務委託)

審査項目	審査内容	配点	総合
業務内容への理解	本事業遂行のための姿勢や基本的な考え方は適切か。	10	10
業務内容	本事業の趣旨を踏まえた調査や都市圏等の実需者との意見交換が実現可能か。	20	40
	調査・分析が本県事業者の経営改善につながる内容か。	20	
業務実施体制	業務実施に必要な人材や体制が確保されているか。	10	20
	調査・事業者支援のスケジュールは適切か。	10	
経済性	提案内容に対して経費の積算は妥当であるか。	10	10
実績	本事業を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	10	10
独自提案	業務遂行に関して、提案法人の強みや独自提案が示されているか。	10	10
合計		100	100

【審査方法】

- (1) 審査員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての審査員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 240 点（満点 400 点×6 割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 240 点（満点 400 点×6 割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。